

明和町 ファミリー・サポート・センター

保育所に
送って
いけない！

少し
子どもと離れて
リフレッシュ
したい

急用や買い物など
外出の際に子どもを
連れて行けない

地域活動に
参加したい

小学校、幼稚園が
お休みだけど
仕事は休めない

仕事が終わるまで
子どもを
預かってほしい

休日出勤で
子どもを
見てくれる人が
いない



ひとりぼっちの子育ては終わりにしましょう

ファミリーサポートセンターとは、地域における子育てを支援する事業です。

このセンターは、子どもを持つ家庭を支援することを目的としています。子育てを助けてほしい人（依頼会員）に、アドバイザーがその要望を聞き、子育てのお手伝いができる人（援助会員）を紹介する相互援助の会員組織（有償ボランティア）です。あらかじめ講習会を受けて登録いただいた援助会員さんと条件の合う依頼会員さんが、子どもさんを交え、事前の打ち合わせをした後、相互の信頼と了解の上で子どもさんをお預かりするという支援事業です。

ご相談を無料で受け付けていますので、お気軽にお問い合わせください。

●明和町ファミリー・サポート・センターは、明和町の子育て支援事業の一環として公設公営で設置され、相互援助の会員組織として運営されます。

アドバイザーが相互の
希望をコーディネート
します

明和町ファミリー・サポート
・センター

①依頼の申込み

④援助会員の紹介

③依頼の回答

②援助の依頼

⑤援助活動

⑥料金の支払い



依頼会員

町内に在住、または通勤してい
る方でおおむね生後6ヵ月～小
学生のお子さんをお持ちの方



援助会員

町内に在住の方で、センター
が実施する養成講座を受けられ
た、子育てのお手伝いができる
方

※両方会員

ご自分の子育てをしながら、他の子どもを預かったり、
時には自分の子を預けることもできます

※援助活動は、原則として援助会員の家庭において行います。
但し、双方に合意のあるときは、それ以外の場所でもかまいません。
※子どもの宿泊は出来ません。

明和町ファミリー・サポート・センター

●受付 月～金曜日（祝日を除く）9:00～17:00

〒515-0332

三重県多気郡明和町大字馬之上 945

明和町役場 教育委員会 こども課内

TEL0596-52-7123

FAX0596-52-7133

E-mail : fami-sapo@town.mie-meiwa.lg.jp

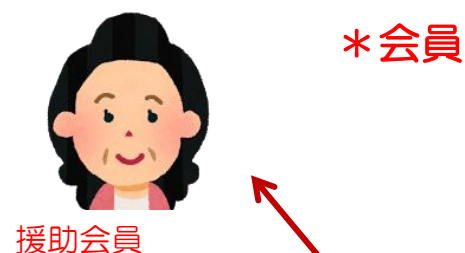
気軽に入会してみませんか？

ご相談は無料です。
お気軽にお問い合わせください。



明和町ファミリー・サポート・センター ご案内

ファミリー・サポート・センターは、子育てを助けてほしい人に子育てのお手伝いができる人を紹介する、相互援助の会員組織（有償ボランティア）です。



*** 会員**

援助会員

町内に在住の方で、センターが実施する養成講座を受けられた、子育てのお手伝いができる方



依頼会員



依頼会員

町内に在住、または通勤している方で
おおむね生後6ヵ月～小学6年生まで
のお子さんをお持ちの方

両方会員

ご自分の子育てをしながら、他の子どもを預かったり、時には自分の子を預けることもできます

* 活動内容

- ① 保育所、幼稚園、小学校、放課後児童クラブへの送り迎え
- ② 保育所等の始業前や終了後、学童保育終了後などに子どもを預かる。
- ③ 依頼会員の身体的、精神的な負担を軽減し、
日常からのリフレッシュを図ることができるように子どもを預かる。
- ④ その他、依頼会員の仕事と育児の両立のために必要な援助を行う。



援助会員になるには養成講座の受講が必要です。

援助会員養成講座【参加費 無料】

安心して子どもを預け、預かるために、援助会員には必ず講座を受講していただきます。町が開催する養成講座を受講すれば援助会員になれます。前回までに受講された方はそのまま援助会員に登録できます。

※その他援助会員になるための特別な資格は必要ありません。

講座内容は、子どもの事故（けが）予防と応急手当、ボランティア活動について、子どもの心、身体についてなど、4回の講座です。

※託児ボランティアによる託児あり（有料）

* * * 利用料金と利用にあたってのきまり

利用時間	利用料金
平日 午前8時～午後6時まで	700円
平日の上記以外の時間	800円
土・日曜、祝日 年末年始（12月29日～翌年1月3日） 午前8時～午後6時まで	800円
土・日曜、祝日、年末年始の上記以外の時間	900円

★兄弟姉妹など、同一世帯の複数の子どもを預ける場合は、子ども全員が3歳以上であれば2人目から半額とします。なお、預ける人数は3人までです。

◇30分以内の送迎は半額

★最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とします。

★時間を延長したときは、30分以下は1時間あたりの金額の半額とし、30分を超えて1時間までは、1時間として取り扱います。

★生活保護世帯は報酬の全額、住民税非課税世帯は報酬の半額の助成があります。助成金の請求については、依頼会員が申請してください。その場合でも、実費等は対象外となります。（詳しくはセンターにご相談ください）

★依頼会員が相互援助活動の実施を取り消した場合は、取消料を援助会員に支払っていただきます。

◇前日午後4時までの取り消し→**無料**

◇前日午後4時以降、当日の取り消し

→**利用料金により算出された報酬額の半額**

◇援助活動開始後→**全額**

◇無断取り消し→**全額**

★子どもの送迎等で援助会員が負担した交通費については、依頼会員が実費として援助会員に支払います。

★子どもの食事（ミルク）、おやつ、オムツ等は、原則として依頼会員が用意してください。なお援助会員に費用の負担をかけた場合は、依頼会員が実費を支払います。

◇食事1回→200円、おやつ1回→30円、オムツ等1枚→50円を基準額とします。

★報酬等の支払いは、援助活動終了後速やかに支払ってください。

ただし、特別に援助が長期にわたる場合は、援助会員の了解があれば、1週間分をまとめて支払うこともできます。

★ファミリー・サポート事業では、サービス援助会員および依頼会員の子どもの活動中の事故などに備えるために「**ファミリー・サポート・センター補償保険**」に加入しています。

気持ちよく利用していくためにも
「きまり」を守りましょう

